

3 吹市総第 26 (2080) 号
令和 4 年 1 月 26 日
(2022 年)

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
北大阪地域協議会
議長 橋本 啓 様
吹撮地区協議会
議長 小西 仁 様

吹田市長 後藤 圭二
(公印省略)

2022 (令和 4) 年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

平素は市政発展に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 3 年 (2021 年) 12 月 8 日に受付しました標記のことにつきまして、別紙のと
おり回答いたします。

【問合せ先】

吹田市 市民部 市民総務室 広聴担当
(吹田市役所 中層棟 1 階 105 番窓口)
担当者：川下
〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号
電話番号 06-6384-1378 (直通)
F A X 番号 06-6385-8300
メールアドレス：ko_sodan@city.suita.osaka.jp
平日 9:00~17:30 (土・日・祝日は休み)

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

(担当：地域経済振興室)

JOBナビすいたでは、対面での就労相談や職業紹介に加え、様々なニーズに対応できるようオンラインや電話での支援体制を確立しており、引き続き関係部局と連携して就労支援に取り組んでまいります。

(担当：生活福祉室)

就職氷河期世代に向けて、大阪府においてはプラットフォームを設置し、支援に取り組まれているところですが、本市においても、その主旨に沿った支援ができるよう雇用・労働担当部署と福祉担当部署が連携を図ってまいります。

② 地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

(担当：地域経済振興室)

市内に2か所、地域就労支援センターを設置しており、就職困難者をはじめとした求職者に対し、引き続き支援してまいります。また、本市で実施する就労支援講座については、ひとり親家庭の保護者の早期就労支援を目的に優先枠を設けています。

③ 障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のた

め、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。

(担当：障がい福祉室)

障がい者の雇用促進にあたっては、就職及び職場定着に係る体制整備が必要と認識しています。市内事業者に対し、障がいへの理解促進及び職場において合理的配慮が提供されるよう、啓発等取組を進めてまいります。

(担当：地域経済振興室)

今年度、労働事情調査を実施し、法定雇用率未達成等の事業者に対して、制度の周知に努めてまいります。また、就労体験事業では、一定期間障がい者等を雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を図ることで、雇用機会の創出に努めてまいります。

(2)男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

(担当：人権政策室)

本市におきましては国や府の計画をふまえ、「すいた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んでいるところです。

今後も着実に取組を進めるとともに、本市ホームページにて情報発信を行い、男女共同参画社会の実現に向けた方針の理解促進に努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

(担当：地域経済振興室)

2021年4月から中小企業へ適用された「同一労働同一賃金」や、本年4月から適用される「パワハラ防止義務」について、市のホームページや啓発紙、市内事業者へのチラシ配布など、引き続き啓発に努めてまいります。

また、NATSの連携事業として、各市（西宮市・尼崎市・豊中市）の労働相談の相互利用を開始しており、相談体制を充実しております。

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施するNPO・NGOなどと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。

加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

(担当：地域経済振興室)

外国人が働くうえで必要となる日本語習得のために、一般財団法人日本国際協力センターと連携し、外国人就労・定着支援研修事業を開催しました。また、労働法令等の遵守について、引き続き市内事業者への周知啓発に努めるとともに、支援等が必要な外国人労働者に対し、本市労働相談のほか、「大阪労働局外国人労働者相談コーナー」等を案内しており、引き続き支援体制等の確保に努めてまいります。

(担当：地域保健課)

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供として、吹田市ホームページの総合トップページから厚生労働省の外国語対応ホームページが閲覧できるようにしています。

引き続き、最新の情報提供に努めてまいります。

(4)治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

(担当：地域経済振興室)

厚生労働省が発行する「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を市のホームページや窓口に配架するなど、広く市民や事業者へ周知してまいります。その中で、テレワーク勤務を両立支援に活用するよう、併せて周知してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(担当：地域経済振興室)

引き続き、中小企業セミナーや中小企業大学校の受講費補助などを通じて、中小企業の人材育成を支援してまいります。

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心を持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

(担当：地域経済振興室)

ものづくり基盤強化の取組として公的機関が実施する大会には、市内事業所に勤務する技能士も出場しています。

引き続き市内事業所に対する情報提供を行うなど支援してまいります。

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

(担当：地域経済振興室)

セーフティネット保証をはじめとする府の新型コロナウイルス感染症関連融資制度について、ホームページ等を活用しながら積極的な周知に努めております。また、令和2年度は、上記の融資制度で事業資金の借入れを行った事業者を対象に信用保証料補助金を交付しました。

引き続き、融資制度の周知や適切な制度運用に努めてまいります。

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっ

ているものの、引き続き、「BCP 策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP 策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

(担当：地域経済振興室)

吹田商工会議所と共同作成しました事業継続力強化支援計画に基づき、災害リスクや制度の周知を行っています。また、事業継続力強化計画の策定に伴う専門家への謝金への補助制度により、防災・減災等の事前対策を支援しています。

(2) 取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

(担当：契約検査室)

工事請負契約の締結に当たりましては、契約書において建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない旨を定めております。あわせて、建設工事の契約者に対しましては、下請の適正化や適正な労働条件の確保等についての取扱いを定めた指導文書を配布しており、その中で下請代金の決定、支払条件の決定等の下請業者との契約については、建設業法その他関係法令を遵守し、適正な下請負関係を結ぶこと、また、公正で信義に従った誠実な対応を行うことを求めています。今後とも、法令遵守について、より一層の啓発に努めてまいります。

また、コロナ禍の長期化を踏まえて、各関係機関の相談窓口への案内の周知及び啓発に努めます。

(3) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(担当：契約検査室)

公契約制度につきましては、労働基準法等の関係法令との整合性をもった法整備が国によりなされるべきものであると考えており、公契約法の制定について大阪府市長会を通じて国に要望しているところです。

(4)「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けて

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にすること。

(担当：地域経済振興室)

吹田市産業振興条例は平成21年3月に制定しましたが、労働団体の役割等についての改正は検討しておりません。

(5)地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野については、吹田市の地域活性化に資する運用となるよう、適切な制度活用を促進すること。

(担当：企画財政室)

令和2年8月から、ふるさと納税ポータルサイトを通じた寄附の受付及び市外在住寄附者への返礼品の送付を開始しています。

また、寄附者の多様な意向に応えるため、本市においては、吹田市第4次総合計画の8つの大綱※の区分を基本とし、現在は「新型コロナウイルス等感染症対策」を加えた9種類の寄附金の使途を設定しています。寄附者の意向を尊重し、それぞれの使途に沿った事業に活用してまいります。

※1 人権・市民自治、2 防災・防犯、3 福祉・健康、4 子育て・学び、5 環境、6 都市形成、7 都市魅力、8 行政経営

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域包括ケアの推進について

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画2021」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(担当：高齢福祉室)

地域包括ケアシステムの構築につきましては、「大阪府高齢者計画2021」等の関連計画と整合性を図りながら、令和3年(2021年)4月から3年間を計画期間とする「第8期吹田健やか年輪プラン」を策定し、計画に沿って取組を進めているところです。また、外部委員で構成する市の諮問機関である「吹田市社会福祉審議会高

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会」に計画の進捗状況を報告し、御意見をいただいています。引き続き、ホームページでの公開等を通じて計画の進捗状況について周知を図りながら、地域密着型サービスの整備を進めるとともに、医療と介護の連携の仕組みづくりや啓発、必要なサービスの確保に取り組んでいきます。

また、地域包括ケアシステム構築にあたり必要となる財政措置等の支援については、引き続き大阪府市長会を通じて国・府に要望してまいります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。

(担当：保健センター)

本市では、30歳代健康診査と、30歳以上の市民を対象に成人歯科健康診査を実施しており、特定健診の対象とならない30歳代の方にも、年に1回健康診査を受診していただいております。

市町村が行う対策型のがん検診については、がん検診の利益と不利益を考慮して、国の指針に、その対象や具体的な実施方法等が示されております。乳がん検診や子宮がん検診の間隔については、2年に1回とされていることから、毎年受診していただくことについては、検討しておりません。

AYA世代の方が受診可能ながん検診は、子宮がん検診ですが、がん検診の受診勧奨については、令和3年度から、がん検診の必要性や受診方法等をわかりやすく説明したガイドブックを全戸配布するとともに、国立がん研究センターのエビデンスに基づく資料を用いて、各がん検診の初めて対象となる年齢の方や重点勧奨年齢の方で不定期に受診している方等に個別勧奨文を送付するなどの見直しを図っております。さらに、子育て世代や働く世代に幅広く周知できるよう乳幼児健診や予防接種の案内の機会や、市の公式ラインを活用してがん検診のお知らせを配信するなどの取組を推進しており、引き続き受診率向上策に努めてまいります。

(担当：健康まちづくり室、保健センター)

第3期大阪府がん対策推進計画においては、「がんの予防・早期発見」の具体的な取組として、たばこ対策やがん検診受診率の向上等が挙げられております。

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする本市健康増進計画「健康すいた21（第3次）」に、がん等の生活習慣病の発症・重症化

予防を位置付け、進捗状況を把握するとともに、目標達成に向け、取組を進めてまいります。

また、「おおさか健活マイレージ（アスマイル）」につきましては、引き続き、ホームページや市内の公共施設や商業施設等にチラシを設置するなどして、市民への周知に努めてまいります。

(3)医療提供体制の整備に向けて

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

(担当：地域経済振興室)

医療従事者が健康で安心して働くことができる職場環境の整備については、厚生労働省が開設する「いきいき働く医療機関サポート Web」を御活用いただくように関係部署と連携をして啓発してまいります。

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

(担当：保健医療室)

医師の偏在解消に向けた取組や地域医療構想の推進、医療機器の共同利用については、大阪府医療計画の一部である大阪府医師確保計画及び大阪府地域医療構想、大阪府外来医療計画に基づき、大阪府により推進されております。

本市としましては、中核市保健所として、地域医療構想推進のための協議の場の設定や、診療所の新規開設時の医療機器共同利用についての意向確認等、大阪府と連携をしながら、適切な医療提供体制の確保に努めております。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向けて見守りシステムなどの IT 導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

(担当：高齢福祉室)

本市では、介護人材の確保及び職場への定着に係る取組として、介護サービス事業者に対する従業員の介護資格取得支援を実施しています。また、ハローワークとの共催による合同面接会や、就労支援機関 JOBナビすいたとの共催によるセミナー等を開催し、介護職の魅力発信に取り組んでいるところです。

介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充等の義務付け等につきましては、現時点では検討しておりません。また、労働環境改善に係る IT 導入にかかる費用の補助につきましても、例年大阪府において実施されていることから、現時点では検討しておりません。

引き続き、介護人材の確保・定着につながる施策の推進に努めてまいります。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

(担当：高齢福祉室)

地域包括支援センターが一定の水準で実効性ある機能を発揮できるよう、研修等の資質向上や必要時のフォローアップ等の後方支援を行うとともに、毎年、国等の評価指標に基づいて前年度の業務評価を実施し、業務の改善につなげています。

ヤングケアラーへの支援については、多様な世代に対して地域包括支援センターの機能の周知を行うとともに、適切な支援を行うことができるように庁内関係所管等との連携強化に努めているところです。

介護離職を防ぐための相談機能の強化や周知・広報についても、引き続き取り組んでまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること。

(担当：保育幼稚園室)

令和4年度（2022年度）に予定している第2期子ども・子育て支援事業計画の見直しを踏まえ、保育所等の整備や既存幼稚園の認定こども園移行を基本方針とし、適切に待機児童解消策を実施してまいります。

また、小規模保育事業所の卒園児は、保育所等へ入所できるように3歳児の受皿確保や開所時間の延長などサービスの拡大に努めてまいります。

さらに令和2年4月の利用申込分より、きょうだい加点の割合を増やすなど利用調整基準の見直しを実施しました。これにより保育の必要性の高い、きょうだい利用申込希望者については、認可保育施設に入所できています。

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

(担当：保育幼稚園室)

民間の認可保育事業所に対しては、予備保育士の人件費に対する「保育特別対策費助成」、保育支援者の人件費に対する「保育体制強化費」、保育士用の宿舍借り上げ費用に対する「保育士宿舍借上費」等の助成を行い、保育士等の確保と処遇改善を図っています。

保育人材の確保策としては、市役所内に保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士等を対象とした就職支援を実施しています。また、職員の処遇改善やキャリアパス形成を通じた労働環境の向上を目的として、令和4年度から保育士等キャリアアップ研修の実施を検討しています。

(担当：放課後子ども育成室)

本市の指導員（放課後児童支援員）につきましては、現在、多くの欠員を生じているため、積極的な採用活動によって指導員を確保することにより、職場環境の向上に努めます。また、労働条件についても、関係部局と協議に努めます。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施につきましては、国等における他の補助事業と調整し、検討に努めます。

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(担当：保育幼稚園室)

子ども・子育て支援事業の中で、病児・病後児保育事業につきましては、令和元年度に新たに3か所を整備し、合計6施設となり、令和2年度12月より病児・病後児保育室予約システムの運用を開始し、市民サービスを拡充してまいりました。

また、「吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領」に11の助成種目（延長保育事業費、看護師助成等）を設けて、民間の認定保育事業所に対する財政支援を実施しています。

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やか

に進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(担当：福祉指導監査室)

企業主導型保育施設は認可外保育施設に位置付けられていることから、認可外保育施設指導監督基準を満たし、児童の安全が適切に確保されているか確認しております。引き続き、認可外保育施設指導監督の指針に基づき、運営状況報告や立入調査等において指導監督を行ってまいります。

(担当：保育幼稚園室)

企業主導型保育事業は、内閣府が進めている待機児童対策により創設された施設であり、計画段階から市町村の関与がない状況で設置が進められています。

また、整備費・運営費の補助の他、定期的な指導・監督についても、内閣府から委託を受けた児童育成協会が実施をすることとなっています。市から企業主導型保育施設に対する積極的な関与は困難と考えられますが、企業主導型保育事業の開設を検討している事業所等からの相談があった際には、市内地域別の保育ニーズや就学前児童数の推移等の情報提供を行ってまいります。

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させること。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

(担当：子育て給付課)

令和2年度の中核市移行に伴い、母子家庭等のワンストップで総合的な相談窓口としてよりきめ細かな支援ができるよう勤務体制を見直し、月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時30分まで母子・父子自立支援員と就業支援専門員を配置しております。

母子・父子自立支援員については、ひとり親や寡婦の生活上の悩みの相談、離婚前の相談、貸付金の相談や自立に向けての助言、情報提供を行っており、就業支援専門員については、より良い条件での就職や転職等に関する専門的な相談や情報提供を実施し、必要に応じて個々の世帯状況やニーズを把握しながら、自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関と連携し、継続的な支援を行っております。

今後も引き続きひとり親家庭の方が安心して子育てができるよう、支援の充実に努めてまいります。

(担当：子育て政策室)

子供食堂への支援策としましては、開設に係る費用に対する補助事業を実施しているところです。

また、市が備蓄する災害用食料やフードドライブで集めた食材などの提供のほか、大阪府、社会福祉協議会等からの寄附情報の提供も行っています。

ネットワーク構築につきましては、吹田市子供食堂ネットワーク会議を開催し、子供食堂運営者や社会福祉協議会、新規開設を検討中の団体が参加し、情報共有等を図りました。

今後も子供食堂運営者に対する支援を継続してまいります。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(担当：家庭児童相談室)

吹田市では、毎年児童虐待防止推進月間に関係機関の協力を得て、虐待防止の啓発ポスターやチラシを市内の各施設に掲示するとともに、市民向けの講座を開催するなど、児童虐待防止法の周知やオレンジリボン運動の啓発に取り組んでいます。

また、増加する相談業務への対応として、相談員を増員し、大阪府で実施されているスキルアップ研修の受講や本市においてもSV研修を実施するなど、相談員の対応力強化に努めているところでございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、外出の自粛等の影響により、水面下で虐待事案が増加していると懸念されることから、学校や保育園など関係機関に対し、改めて児童の状況把握をお願いするなど、連携の強化にも努めております。

引き続き、様々な子育て支援事業を着実に実施して、子育てにおける養育者の負担感の軽減を図るなど、虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所をはじめ関係機関と連携しながら、支援を必要とする児童の早期発見・早期対応に努めてまいります。

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

(担当：保健医療室)

小児の一次救急については、休日昼間は本市休日急病診療所において対応しておりますが、休日夜間については、小児科医の確保が非常に困難であり、各救急医療機関において運営を維持することができない状況となったため、平成16年度から豊能4市2町が共同で設立・運営する豊能広域こども急病センターでその役割を担っています。小児科医の確保が困難な現状では、新たに休日・夜間の急病診療所の増設や時間延長等は困難な状況です。

(6)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(担当：地域保健課)

地域保健課では電話、面接、訪問等によりこころの健康相談をお受けしています。御希望に応じて精神科医(嘱託)の相談も御利用いただけます。また、必要に応じて関係機関と密に連携し切れ目ない支援を行っています。研修会については、毎年支援者向けの研修会を開催しております。

今後も相談体制の強化、研修会の充実、吹田市自殺対策の事務局として庁内外の関係機関とのネットワークの構築に努めて参ります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上について

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を早期に配置すること。

(担当：学校教育室、教職員課)

本市における少人数学級による子どもの学びの質を高める取組につきましては、令和2年度より大阪府から各校に配当されている「指導方法の工夫改善定数」を学校の実情に応じて「35人学級編制」に活用できるようになったことから、各校に対してその積極的な運用を促進しているところでございます。令和4年度以降、小学校においては、3年生から段階的に35人学級編制が導入されるため、現在、教員の数と質の担保に向けて準備を進めているところです。

教職員の客観的な勤務時間管理につきましては、平成31年1月より出退勤管理システムを導入し、ICレコーダーを活用した「在校等時間」の客観的な把握を行っており、教職員の勤務時間の適正化に向けて、学校と協働で各種取組を進めているところです。これらの実効性を高めていく観点から、昨年度、「吹田市立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、定期的に本市全体の労務データを示すなど、上限時間を意識した業務管理に努めているところです。

教職員の欠員対策における代替講師の確保につきましては、市報やホームページなどを活用し随時募集を行っているほか、大阪府教育庁や近隣他市からの情報提供や教職課程を有する大学との連携による人材の搜索を行い、欠員の補充に取り組んでおります。大阪府教育庁が試験的に実施している小学校における講師の事前任用制度の活用につきましては、府の動向や他市の活用状況を踏まえ、前向きに検討してまいります。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにつきましては、既に各中学校にスクールカウンセラー1名と、小学校に教育相談員1名を定期的に派遣するとともに、各中学校ブロックにスクールソーシャルワーカー1名を配置しておりますが、今後もその成果と課題を整理し、効果的な派遣及び配置に努めてまいります。

(2)奨学金制度の改善について

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(担当：学務課)

国の給付型奨学金制度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急対応措置が拡充されているところですが、今後も社会情勢を受け、必要な措置が講ぜられることを求めてまいります。

(担当：地域経済振興室)

奨学金返済支援制度については、財政上、困難な状況ですが、若者世代の市内企業への就職は人材供給や市内定住促進を図る上で重要であり、引き続き「吹田わかもの就職面接会」などを実施するとともに、先行事例など動向を注視してまいります。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

(担当：人権政策室)

ヘイトスピーチをはじめとする差別的行為は、人としての尊厳を傷つけ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねないことから、決して許されるものではありません。

本市におきましても、国・府と連携しながら、不当な差別的行為の解消に向けて、ホームページで発信する等、引き続き啓発に取り組んでまいります。

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市においても条例設置をめざすこと。

(担当：人権政策室)

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別につきましては、社会の認知度が十分に進んでいないことから、まず正しい知識と理解を深めることが重要であり、啓発の取組を継続的に実施しております。また、「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」に基づき、性の多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせる社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

（担当：人権政策室）

部落差別の解消の推進に関する法律につきましては、ホームページ等により市民の方に周知するとともに、理解を深めていただけるよう啓発を行っているところです。今後も部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けて引き続き啓発に取り組んでまいります。

（担当：地域経済振興室）

ハローワーク淀川並びに市内事業所で構成する吹田企業人権協議会と連携をし、就職差別撤廃月間において、広く市民や企業に対し啓発を実施しているところです。今後とも、関係機関と連携をし、就職差別の撤廃に向けて、啓発に取り組んでまいります。

(4)財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、市の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

（担当：企画財政室）

新型コロナウイルス感染症の対応のみならず、本市の財政状況については、毎年、市報・HPなどで決算概要や健全化判断比率等を公表いたしております。今後、ウィズコロナやポストコロナにおける経済再生とさらなる成長のため、国や府に対して引き続き必要な要望を行ってまいります。

(5)行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行

政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

(担当：情報政策室)

手続きの簡素化については、今年度「吹田市行政手続きの電子化取組方針」を策定し、あらゆる手続きを電子化させることで容易に申請が可能となるよう取り組んでいます。

また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消については、地区公民館におけるシニア対象のスマホ講座や、社会福祉協議会と連携しての地域でのスマホ講座等を実施しております。今後も情報格差に関する統計や調査結果等も参考にした上で、国の補助事業等についても可能なものは積極的に利用しながら、順次拡充していきたいと考えております。

行政が主催する会議体へのオンライン参加については、オンライン会議システム用の専用パソコン等の機器を導入し、会議体への遠隔地からの参加が可能となる環境を整えています。

(6)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(担当：選挙管理委員会)

本市選挙管理委員会事務局としまして、本市の地理的特性や過去の投票実態などを踏まえ、有権者の投票環境及び投票率の向上に向けた取組を進めております。引き続き取組の推進・強化検討を進めていく中で、他市の取組状況も注視しながら、御意見を参考にさせていただきます。

5. 環境・食料・消費者施策

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、

「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

(担当：環境政策室)

国の基本方針及び大阪府食品ロス削減推進計画を踏まえた、吹田市食品ロス削減推進計画を、本年度中に策定する予定であり、その計画に則り、市民、事業者及び行政が連携する「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」等を活用して、効果的な食品ロス削減の取組を実施していきます。

また、本市と連携する市民、企業及び行政の三者協働組織「アジェンダ 21 すいた」において、ポスター等の啓発グッズの掲示や、ごはん等の量の調節など、食品ロス削減の推進や市民への啓発等へ御協力いただける飲食店を「すいた食べきり運動推進協力店」として登録し、「食べきり」、「持ち帰り」の啓発活動を行っています。

(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(担当：環境政策室)

現在、年2回のフードドライブ（回収拠点：3箇所）を児童部、福祉部及び環境部で、連携して実施しており、集まった食品を市内の子供食堂、社会福祉協議会及びふーどばんく OSAKA に寄附することで支援しています。

フードバンク活動に係る相談窓口や協議体の設置に関しては、関係部局と協議し、フードバンク活動団体に聞き取り等を行い、必要に応じて検討していきます。

本市ホームページ等において、フードドライブに関する周知を行う中で、フードバンク活動団体との協力関係を説明することで、認知度の上昇を図っています。

(3)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(担当：市民総務室)

現在、庁内関係室課や警察、社会福祉協議会、消費者団体など関係機関と連携しながら、様々な機会を捉え、幅広く消費者問題の啓発活動を行っています。今後とも、法に適合した、商品やサービスの契約の仕組みを相談窓口において教示するとともに、引き続き啓発活動に取り組みます。また、大阪府消費生活センター主催の消費者行政職員等研修会にも積極的に参加し、対応困難者への対応に努めます。

(4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

(担当：市民総務室)

令和3年上半期は新型コロナウイルスにより対面での講座や啓発ができず、吹田市公式 SNS や庁内デジタルサイネージ、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場での特殊詐欺被害防止の情報発信を行いました。緊急事態宣言解除後は対面でのセミナーや出前講座での悪質商法・特殊詐欺被害防止の啓発、高齢者を対象としたひろば de 体操やはつらつ体操教室において啓発ちらしの配布や、吹田防犯協議会・吹田警察署が作成した特殊詐欺（還付金詐欺）啓発 CD の放送を行いました。今後とも特殊詐欺の注意喚起を積極的に行い被害防止に努めていきます。

(5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

(担当：環境政策室)

本市では、昨年2月に、「気候変動危機」を喫緊の課題として重く受け止め、地球温暖化対策を広域で進めることにより持続可能な社会を未来へつなぐことを目的として、豊中市と共同で気候非常事態宣言を行い、更に同月には、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画を策定し、長期目標として、「2050年までに市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」ことを定めています。

本市は家庭部門及び業務部門における二酸化炭素排出量が多いことが特徴であることから、二酸化炭素排出量削減のため、大阪府と連携を図るとともに、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画に掲げた施策を実施し、市民・事業者におけるライフスタイルや事業活動の転換に取り組んでまいります。

(6)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(担当：環境政策室)

再生可能エネルギーを効率的に活用する技術開発等にあたっては、国等の動向を注視していきます。

また、再生可能エネルギーの導入促進については、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画等をもとに、積極的に施策を推進していきます。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1)交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(担当：総務交通室)

本市におきましては、福祉のまちづくりの推進に寄与することを目的として、エレベーターやエスカレーターの設置等、公共交通事業者が行うバリアフリー化設備の整備に対し、国、大阪府と協調し、補助金を交付する施策を実施しております。

また、大阪市高速電気軌道株式会社の事業として、江坂駅北東出入口付近にエレベーターを設置する計画が進められております。

駅舎のバリアフリー化設備の整備補修に対する補助金の交付等の支援策につきましては、他市の状況等を鑑み検討してまいります。

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(担当：総務交通室)

可動式ホーム柵の設置に対する補助については、国・大阪府の補助が無かった場合でも本市単独での補助が可能となるよう既に見直しを行っております。

また、「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」につきましては、学識経験者、交通事業者、市民、関係行政機関等で構成される吹田市バリアフリー懇談会を毎年開催しており、今後もバリアフリー施策の向上について検討してまいります。

(3)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険カ所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険カ所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

(担当：保育幼稚園室)

令和3年度より「吹田市通学路交通安全プログラム」に保育施設等も加わり、定期的に合同安全点検が行われることとなりました。キッズ・ゾーンの設置については、関係所管と協議の上で設定を進めていなければならず、課題もあると認識していますので関係部局と情報共有を行いながら、調査・研究を進めたいと思います。

(担当：総務交通室)

点検を実施したうえで必要と思われる横断歩道、信号などのメンテナンスについては所管している吹田警察署に申し伝えてまいります。

(担当：道路室)

危険場所につきましては安全確保の点検を行いガードレール等の設置を順次、実施しております。又、市管理の構造物（ガードレール、区画線等）については日常パトロールにおいて点検も日々おこなっており危険箇所から順次補修をしております。

(4)防災・減災対策の充実・徹底について

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

(担当：危機管理室)

感染症対策物品を指定避難所 135 施設へ配備するとともに、「避難所開設準備・災害対策本部運営訓練」を実施しました。また、各避難所における新型コロナウイルスなどの感染症に対応した避難所運営がなされることを目的として「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を作成し、避難所開設・運営に関する動画配信等を行いました。なお、現行の地域防災計画でも避難所での感染症対策については記載しており、感染のフェーズに応じた計画につきましては、地域防災計画以外で整理されるものとなります。引き続き、保健所、関係部局と連携し、減災対策の充実化に努めていきます。

(担当：福祉総務室)

「避難行動要支援者名簿」（本市の呼称は「災害時要援護者名簿」以下「名簿」という。）については、毎年、6月と12月に新しく対象となられた方に同意確認を行い、半年ごとに更新しています。協定を締結し名簿を提供している地域支援組織等には、平常時から声かけ・見守り活動や避難訓練等に名簿を活用してもらうよう説明をしています。また、避難支援ハンドブックを作成し、個別避難計画作成や地域の方と顔の見える関係づくりの大切さ等を啓発しています。

福祉避難所開設訓練を実施する際には、地域と連携した訓練の実施を依頼しており、その訓練内容については、福祉避難所指定施設の長で構成する「吹田市福祉避難所運営調整会議」で報告していただき、施設間で情報共有を図っています。

(担当：広報課)

災害発生時における市ホームページについて、市の被災状況や被災者支援情報等をカテゴリー毎に分けて表示するほか、発災後の時間経過に応じて求められる情報を必要なタイミングで提供するなど、情報が探しやすくなるよう工夫に努めてまいります。

(5)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(担当：危機管理室)

三島地域における災害時連携を目的とした相互応援協定を締結して、近隣市と連携強化を図っています。引き続き、近隣市や中核市間での連携強化に努めていきます。

(6)集中豪雨等風水害の被害防止対策について

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(担当：開発審査室)

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や特定の開発行為の制限を行うことを目的とした土砂災害防止法が平成13年（2001年）4月に施行されました。この法に基づき、大阪府は土砂災害が発生する恐れのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定しています。この指定区域の位置等は大阪府ホームページ、市の窓口においても閲覧が可能となっています。なお、斜面の崩壊防止などの対策等の相談は大阪府が行っていますが、宅地の安全性の確保は土地所有者の責務であり、毎年6月の土砂災害防止月間には、市報で土砂災害への備えや避難場所などを再確認するようお知らせしています。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転等に対して『吹田市がけ地近接等住宅移転事業補助金交付要領』及び同区域内の既存住宅の補強等に対して『吹田

市土砂災害特別警戒区域内住宅補強事業補助金交付要領』を令和元年（2019年）10月から施行しており市のホームページ及び年2回の市報等で補助制度について周知を行っています。さらに、大阪府が指定している「土砂災害特別警戒区域」等の一部分において、都市計画法の開発事業を行う場合には、災害を未然に防止するためにも開発事業者が隣接土地所有者と協議を行い、「土砂災害特別警戒区域」等の解消に向けて大阪府と協議するように指導しています。

（担当：危機管理室）

大阪府、関係部局とともに随時見直しを図っていきます。また、危険と判断された箇所については、ハザードマップで市民周知を図り、啓発を行っています。

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

（担当：危機管理室）

災害時における事業継続については、行政、事業所の責務として、事前に計画しておくことが必要です。本市においても大規模災害であっても適切な業務執行を行うことを目的として、「吹田市業務継続計画」を策定しています。災害発生時には、速やかに事業の継続状態を市民へ周知していきます。

(7)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

①鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

（担当：開発審査室）

吹田市では、要請にあるような治山・治水事業はありませんが、宅地造成工事規制区域内の宅地等の崩壊が生じた場合には、鉄道の早期復旧に向け協力するよう地権者に働きかけを行います。

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(担当：総務交通室)

公共交通機関における暴力行為防止に向けた啓発活動等につきましては、各公共交通機関等から要請があった際には、協力し、掲示等を行います。暴力行為の防止対策につきましては、一基礎自治体だけで取組を進められるものではなく、都道府県単位や国が行うものであると考えます。

(担当：危機管理室)

公共交通機関の事業者が独自に行う施策への補助は致しかねますが、駅周辺や駅前広場等に防犯カメラを設置することでの防犯対策の検討は行っております。

(9)交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

(担当：総務交通室)

吹田市内は北大阪急行電鉄株式会社、Osaka Metro、阪急電鉄株式会社、JR西日本、大阪モノレール株式会社の5社の鉄道会社が運行、また阪急バス、近鉄バス、京阪バスと3社の民間バス会社が鉄道間を補完する形で運行しております。しかし、一部地域の公共交通については脆弱な部分が存在します。

市では、こうした状況を踏まえ市内全域の公平な交通サービスを提供するため、千里丘地区については、平成23年4月よりコミュニティバスの本格運行を開始しました。また同様に千里山地区におきましても、コミュニティバスの導入に向け、令和4年2月の試験運行開始を目指して事業を進めているところです。

地域の個別間の課題に対しましては、今年度実施している吹田市地域公共交通協議会の中で公共交通事業者等、各関係機関と協議、情報共有等を行い、維持・改善

に努めております。また、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」につきましても、取組等、今後の動向を注視してまいります。

(10)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(担当：水道部総務室)

技術の継承等につきましては、各職場でのOJTや水道部内の研修を基本とし、他団体が実施する研修などにも積極的に参加し、技術力の向上と人材の育成に努めているところです。

また、安全衛生委員会を定期的に開催し、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境づくりを進めており、引き続き労働環境の改善に努めてまいります。

(担当：水道部企画室)

本市は、令和元年（2019年）9月に、水道事業の新たな基本計画「すいすいビジョン2029」（以下「ビジョン」という。）を策定し、令和2年4月から持続可能な水道を目指して、経営基盤の強化をはじめとした取組を進めているところです。

ビジョン策定に当たっては、学識経験者と水道使用者から構成される「吹田市水道事業経営審議会」に諮問し、その答申を踏まえて施策の検討を行いました。

令和2年度は、コロナ禍の影響により広報活動が制限される中でも、広報誌の発行や本市水道事業の現状、課題、取組等を説明した広報用動画を制作し、ホームページ上に公開するなど、情報発信を行いました。

引き続き、水道事業が抱える様々な経営課題のほか、大規模災害が発生した際の断水などのリスクについても説明し、より一層の水道事業の「見える化」を進めてまいります。

また、水道は市民の命に直結する極めて重要なインフラであり、本市においては公的責任を前提とした事業運営を基本としています。

今後も市民に身近な「地域の水道」として、信頼される事業運営に努めてまいります。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

(担当：保健医療室)

新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れや治療体制の確保、医療機関の連携強化等を含む医療提供体制については、大阪府により整備されることとなっておりますが、本市においても市保健所として、大阪府と連携をしながら、管内医療機関等における協議の機会の設定等を行っております。

さらに、市独自で、自宅療養者等に対する往診、電話・オンライン診療、訪問看護を実施できる体制整備にも取り組んでおります。

今後も大阪府と連携をしながら、市民が必要な医療を受けることができる医療提供体制の構築に努めてまいります。

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

(担当：地域保健課)

宿泊療養に関する運営は大阪府が実施しております。今後の最大療養者数等の推計を基に、災害級非常事態に備えた部屋数の充実や、診療型宿泊療養施設の整備・拡充、宿泊療養連携型病院の指定等、体制強化が図られておりますので、大阪府と連携しながら対応してまいります。

③ PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にを行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生してい

る医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

(担当：地域保健課)

積極的疫学調査により速やかに濃厚接触者の特定を行い、対象者には確実に検査を実施しているところです。

高齢者施設等に対しては、定期的な検査より、施設での日頃からの感染予防策が重要であると考えており、感染予防に関する研修を実施する等、啓発に努めております。

また、希望者に対する検査につきましては、現時点では実施の予定はございません。

本市におきましては、重症化リスクの高い高齢者施設等において陽性者と接触があった方に対する検査を積極的に行うほか、医療機関におけるPCR検査等を適切に受検できる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

(担当：地域経済振興室)

市内事業者のニーズ把握に努めながら、国や府の施策の周知に取り組むとともに、効果的な支援策を検討してまいります。

また、テレワーク等の推奨については国が示す指針のとおりであり、引き続き労務管理等の相談窓口や、本市労働相談の周知に努めてまいります。

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

(担当：危機管理室)

本市の新型コロナウイルス感染症等対策につきましては、吹田市新型コロナウイルス感染等本部会議等での決定事項や各部局での周知事項等について、市民の方に対して正確かつ速やかにお届けする必要性は強く認識しています。

必要な情報はホームページ等を活用し、各部局を通じて市民の方へ適切に周知できるように取り組んでいます。

⑥ワクチン接種体制の強化について

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

(担当：保健センター)

自治体に過度な負担が発生することのないよう、適切な接種体制の構築への支援や、十分なワクチン量が安定的に供給されるよう、大阪府市長会や中核市市長会を通じて、国へ要望してまいります。また、市民の皆様感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持ったうえで、本人の意思に基づいて接種の判断ができるよう、厚生労働省から公表される情報を基に、市報、ホームページにおいて、より丁寧な情報発信に努めてまいります。

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所に求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

(担当：保健医療室)

中核市保健所として、市民に求められる役割が果たせるよう、必要な体制整備を行ってまいります

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種し

ない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

(担当：人権政策室)

新型コロナウイルス感染症にかかる誹謗中傷や差別に関しましては、ホームページで具体的な事例を挙げて不当な差別防止の呼びかけや相談窓口の御案内を行うとともに、SNSでも繰り返し発信を行っています。また、啓発ポスターを作成し、市内公共施設等に掲示するなど、啓発に努めています。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する差別防止の啓発を続けてまいります。

(担当：保健センター)

ワクチンを接種しないことを理由に不当な差別につながったり、不利益が生じたりすることがないように、ワクチン接種は強制ではなく、予防接種法の規定により、市が接種及び接種の勧奨をすることとなっていますが、接種については努力義務であり、強制ではなく、本人の同意が必要となることを市報、ホームページなどで、より丁寧な情報発信に努めてまいります。

(2)新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

(担当：地域経済振興室)

雇用調整助成金の特例措置の延長、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の措置などについて、国に要望してまいります。

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

(担当：地域経済振興室)

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策について、本市ホームページや市報すいたに加え、事業者に対するメールマガジン等を通じて、周知に努めております。引き続き、情報の周知を徹底してまいります。

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

(担当：生活福祉室)

新型コロナウイルス感染症拡大により生活困窮となった世帯へは、政府経済対策により、新型コロナウイルス感染生活困窮者自立支援金、ひとり親世帯臨時特別給付金等が給付されているところです。また、生活保護受給者等就労自立支援事業におきましては、生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親世帯への就労支援を行っております。

吹田市生活困窮者自立支援センターにおきましては、生活相談を始め、就労支援等、多様な困りごとに対応し、関係部署、関係機関と連携し相談世帯への支援をしているところです。

住居確保給付金の受付期間の延長、緊急小口資金・総合支援金の特例貸付の返済据置きなどにつきましては、国から一定期間の延長が示されているところです。各支援金等の未申請者等につきましては、ホームページでの広報や、対象者へ郵送で案内するなど周知に努めています。また、申請受付においては丁寧な説明に心がけ、円滑に手続きが進むよう努めているところです。

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れる

ものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

(担当：地域経済振興室)

地域経済を支える事業者の事業存続のため、持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給など、感染症の影響を受けている事業者に対する現金支給や利益補償について国に要望しています。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。